

く、より詳細に、よりの確な指針を必要としている現場の実態がうかがえた。

特に関心が高かった項目は、従来から指摘の多い発達過程区分の他、幼保と小学校との関係、障害児保育、虐待問題、食育などであり、現在課題となっていることがあげられていた。

しかしながら、保育所保育指針の主旨や構成についての理解に誤解が生じていると見受けられる項目もあった。まず、第3章から第10章の発達過程区分については、なぜ年齢区分ではなく、発達過程区分とされているかということへの理解がないため、発達過程区分はクラスに対応させにくいという意見が多く出されていた。6歳児の項目が置かれていることにも5歳児と一緒にすることが良いという意見が出されたが、これも発達過程区分の意図が理解されていないための指摘であろう。また、保育の内容構成の基本方針では、ねらい及び内容の区別が明確に理解されておらず、混同されやすいことが明らかとなった。さらには、4歳児以上の休息に関する意見では、「午睡などの適切な休息(略)」については午睡という例示のみをとりあげて、4歳児以上に午睡は必要ないという意見が表明されており、項目の意図する内容が的確に理解されていないことが示唆される項目も見られた。午睡に関しては、児童福祉法最低基準第35条に「保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする」と規定されていることに影響されていることも考えられる。

### (3) 今後検討されるべき課題

今後の保育所保育指針の改訂にあたって検討すべき課題として、本調査結果から指摘できることは以下の2点である。

1) 保育所保育指針は今後告示化される方向性で検討が行われており、その中で示され方は現行の保育所保育指針とは大きく変わることが予測される。そのため、本調査で指摘されたより詳細な内容や具体的記述を求める意見の多くは、今後解説書や副読本などで補われるものと考えられる。しかしながら、保育所保育指針の意図するところや改訂に込められた視点等への理解を促進する手法を確立しておくことが必要であろう。特に、家庭養育の補完、養護と教育の一体化、保育の内容構成の基本方針(ねらい及び内容)、発達過程区分等については、基本的な理解が不十分であることが本調査から示唆されている。

これらの用語の定義や、基本的な考え方を明確かつわかりやすく提示することが求められる。さらに、基本的な理解については保育士養成課程における保育所保育指針の扱いの見直しが必要である。また、行政の保育担当者や保育現場においても定期的に保育所保育指針の目的や構成について基本的理解を深める研修の機会が設けられる必要がある。

2) 現場から求められている保育所保育指針は、わかりやすさと共に活用しやすさを持つものであった。現場では指導計画作成上、あるいは、保育目標の目安として保育所保育指針が活用されており、その際に発達の段階が項目別に見られるものがあるとよい、や、5領域の内容と配慮事項はそれぞれの項目ごとに記載される方がわかりやすいなどの意見に見られるように、より活用しやすいものが求められていた。

また、保育現場では保育所保育指針に基づいて保育を行っているものであり、いわば「保育所保育指針ありき」の姿勢で保育を行っていることが本研究からうかがえた。そのため、今後は目の前にいる子どもたちの実際の姿に、保育所保育指針を照らし合わせて、保育所保育指針に書かれている内容と子どもたちの実態にズレはないのかという検証を行っていくことも肝要であると考えられる。

#### (4) 今後への提言

本研究の結果からは保育現場において保育所保育指針が保育実践の基本として目標等の拠り所として活用されており、国の示すガイドラインとしての役割を果たしてきたといえよう。

しかし、発達過程区分については特に6ヶ月未満や6歳に関して、保育現場における使いづらさが表出されている。発達過程で示されることの意味や、保育実践にどのように生かすかについて十分に周知されていない状況への対応のあり方も含めて、発達過程の示し方・内容等が適正であるかの再検討を行うことが必要である。

同時に、保育所保育指針と幼稚園教育要領の関係においても発達過程の示し方や目標の置き方などに相違が生じていることにより、現場には混乱も見られている。わが国で育つ同じ年齢の子どもにとって保育のめざす方向や基本的な内容は同じでなければならない。そのため、まずは子どもにとっての発達のプロセスを吟味し、その上で保育所にも幼稚園にも共通の発達の目標を立てることができるよう、検討していかなければならない。特に、幼保・小の連携のあり方については配慮が必要である。

今後、保育所保育指針の告示化への流れの中では、指針をどこまで具体的に示すことが良いのか、また告示化により児童福祉施設最低基準第35条や行政による監査との関連等を検討していく必要がある。

なお、厚生労働省は平成18年10月より、保育所保育指針見直しのための検討委員会を発足させた。平成19年3月末まで計6回にわたって開催されており、保育所保育指針に関する本研究の中間報告も第5回検討委員会（平成19年2月19日）で行った。当初本研究も保育所保育指針見直しのための基礎研究として、3年間の全体研究計画の中に位置づけられていたが、検討委員会が発足し中間報告も行ったことから、今年度の研究で、検討のための基礎資料としての役割も果たすことができた。したがって、平成19年度以降は本研究は継続しないこととした。

(本研究報告書の作成にあたっては、主任研究者、分担研究者に加えて、第I部II守山 均氏、III矢藤 誠慈郎氏、金森三枝氏、第II部III高橋貴志氏、西海聡子氏、石井章仁氏、尾木まり氏の多大なる協力があつたことを付記する。)

2007年3月25日

## 資 料

資料1：「保育士養成課程に関する調査」質問紙調査票A・B

A 保育所に対する質問紙調査票

B 児童福祉施設・障害者施設に対する質問紙調査票

資料2：児童福祉施設等の有識者・学識経験者に対する聴き取り（ヒアリング）調査項目

資料3：保育所保育指針に関する聴き取り（ヒアリング）調査項目

資料4：保育所保育指針に関する質問紙調査 調査票（調査1用）

資料5：保育所保育指針に関する質問紙調査 調査票（調査2用）

## 保育士養成課程に関する調査のお願い

(保育サービスの質に関する調査研究)

平成18年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業  
「保育サービスの質に関する調査研究」  
主任研究者 東洋英和女学院大学教授 大嶋恭二

●この調査は、社会・時代のニーズに応える保育サービスの質に関する調査研究の一環として、保育士資格、指定保育士養成施設における教育のあり方（カリキュラム・養成年限）等について検証を行なう目的から実施するものです。

●調査の結果は、保育士養成課程等を検討する際の基礎資料の一つとなります。

●調査は、一定の統計的な方法により抽出された法人・施設にお願いしております。

●調査の趣旨をご理解いただき、調査票の記入にご協力をお願いいたします。

原則として、施設長（園長）がご記入下さい。

調査の時点は平成18年9月1日（金）といたします。施設の実態等については、調査の時点でお答えください。

●調査票は、同封した返信用封筒で平成18年9月25日（月）までにご返送下さい。

●調査関係者が調査で知り得た内容を他にももらしたり、目的以外に調査結果を利用したりすることは絶対にありません。

調査責任者 大嶋恭二 東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授  
社団法人 全国保育士養成協議会常務理事

本調査についてのご質問などがありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

連絡先：社団法人全国保育士養成協議会 事業調査部 佐藤絹枝  
住所 〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10  
明治安田生命高田馬場第二ビル6階  
電話 03-3590-5571 FAX 03-3590-5591  
E-mail hoyo-hyk@sirius.ocn.ne.jp

## I. 保育士養成の教育内容について

今日、保育士が子どもの最善の利益を守るためには、直接的な保育に加えて、保護者への支援も不可欠であり、この二つが保育士の業務として法的に位置づけられています。このようなニーズに応えるために保育士養成課程の充実が求められていますが、これについてのあなたのお考えをお聞かせ下さい。

Q1. 以下は現行の養成課程の必修科目ですが、今後、さらに充実させる必要があると思われる科目について、以下から選び、いくつでも○をつけてください。

(複数回答可)

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 1. 社会福祉     | 11. 精神保健             |
| 2. 社会福祉援助技術 | 12. 家族援助論            |
| 3. 児童福祉     | 13. 保育内容             |
| 4. 保育原理     | 14. 乳児保育             |
| 5. 養護原理     | 15. 障害児保育            |
| 6. 教育原理     | 16. 養護内容             |
| 7. 発達心理学    | 17. 基礎技能 (音楽・図工・体育等) |
| 8. 教育心理学    | 18. 保育実習             |
| 9. 小児保健     | 19. 総合演習             |
| 10. 小児栄養    |                      |

Q2. 現行の保育士養成課程科目にはないが、今後必要と思われる科目を、以下から選び、いくつでも○をつけてください。(複数回答可)

1. 倫理・保育者論 (保育原理「保育士の資質と任務」の強調)
2. 情報機器の活用に関する科目
3. 施設経営・運営に関する科目
4. その他 ( )

Q3. 実習 (現行は保育所およびその他の児童福祉施設で計 30 日間) をより充実するために、どのような内容が考えられますか? 下記の中からいくつを選び、○をつけてください。(複数回答可)

1. 実習日数を増やす
2. 事前事後指導を充実させる
3. 通年実習の導入 (実習日数 30 日を 1 年間にわたって行う)
4. 実習中に帰校日等を設けて、大学で振り返りを行う
5. 実習段階 (達成課題) の明確化
6. その他 ( )

Q4. 養成課程の科目や内容については、個々の養成校の独自性を活かした方がよいとお考えですか? (下記の中から 1 つだけ選び、○をつけてください。)

1. 養成校の独自性をより活かす。
2. 細目にわたって内容を規定する。
3. その他 ( )

## II. 国家試験の導入について

社会福祉士・看護師・医師等の国家資格は、養成校で定められた単位を履修した後に、国家試験を受験し、これに合格することによって資格・免許を取得することができます。一方で保育士については、養成校で定められた単位を履修して養成校卒業すると保育士資格を取得することができます。今後、保育士資格取得のために、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

Q5. 養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、どのようにお考えですか？（下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現行のままでよい。（国家試験をしない）
2. 必要最低限のレベルを確認する程度の国家試験を課す。
3. 難易度の高い国家試験を課す。
4. その他（

）

## III. 保育士資格の性格について

現行の保育士資格は、保育所を含めた幅広い児童福祉施設全般を対象とし、子どもの保育と保護者への支援を行う資格という位置づけとなっています。このような保育士の基本的性格について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

Q6. 保育士が対象とする子どもの年齢について、どのようにお考えですか？（下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現行のとおり、保育士資格は0歳～18歳までの児童を通して対象とする資格とする。
2. 保育士資格は、0歳～就学前までと、就学後～18歳までとを分けて、別の資格とする。
3. その他（

）

Q7. 保育士資格を現行の通り一本化した資格とするか、あるいは領域別に分けた資格とするかについては、どのようにお考えですか？（下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現行のとおり、保育士資格はすべての児童を対象とした資格とする。
2. 保育士資格は、領域別（保育・障害・医療・虐待・家庭支援など）に分けた複数の資格とする。
3. その他（

）

#### IV. 保育士養成年限等について

現行の保育士資格は、二年間養成を基盤とする単一資格となっています。保育士養成年限についてのあなたのお考えをお聞かせ下さい。

Q 8. 保育士養成年限について、どのようにお考えですか？（下記の中から 1 つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよい。
2. 幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院等）のような資格とする。
3. すべて四年間養成課程の資格に移行する。
4. その他（ ）

↓  
上記 Q 8. で 2. 3. のいずれかに○をつけ、四年間養成課程の資格が必要と答えた方にお聞きします。

SQ 1. 四年間養成課程の資格が必要と回答したその理由を、下記より選び、いくつでも○をつけてください。（複数回答可）

1. より高度な保育の専門性が求められているから
2. より高度な教育の専門性が求められているから
3. より高度な養護の専門性が求められているから
4. より高度な障害児保育の専門性が求められているから
5. 被虐待児等心のケアを必要とする子どもに対応できる専門性が求められているから
6. 入所児童の親に対応できる相談援助技術の専門性が求められているから
7. 地域の子育て支援に対応できる専門性が求められているから
8. 地域関連機関・施設（児相を含む）と連携できる専門性が求められているから
9. 地域のニーズとサービスをコーディネートできる専門性が求められるから
10. 幼稚園教諭と同じようにステップアップ資格とすべきであるから
11. 他の職員に対する指導的な保育士が必要だから
12. 他の職種と協働する上で必要だから
13. おとなとしての成熟が求められるから
14. その他（ ）

SQ 2. 仮に四年間養成課程の資格を新設するとした場合、二年間養成課程の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に四年間養成課程の資格を取得することができるような仕組み（例えば一定の現場経験＋研修または試験等）を設けることが必要とお考えですか。（下記の中から 1 つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現場で四年間資格にステップアップできる仕組みが必要である
2. そのような仕組みは必要でない
3. その他（ ）

SQ3. 大学院での保育士養成について、どのようにお考えですか。下記より選び、いくつでも○をつけてください。(複数回答可)

1. 研究を中心とする大学院による保育士養成が必要である。
2. 専門職養成を行う大学院(専門職大学院)での保育士養成が必要である。
3. 大学院による保育士養成は必要ない。
4. その他( )

## V. 保育士資格と他資格との関係

今日、保育士には家庭や地域への支援が必要とされるようになっていきます。また保育所と幼稚園が一体となった認定子ども園も発足します。このような動向の中で、今後の保育士と近接領域の他資格・免許との関係について、あなたはどのようにお考えですか。

Q9. 保育士資格と二種幼稚園教諭免許との関連づけについて、今後、どのようにお考えですか？(下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。)

1. 現行のとおり、別々の資格・免許のままでよい。
2. 今後は、保育士資格と二種幼稚園教諭免許を共通化(一本化)する。
3. その他( )

Q10. 現在、保育士資格を有する者は、1年間の介護福祉士養成課程で介護福祉士資格を取得できます。このような保育士資格と介護福祉士資格との関連づけを今後も図るべきだとお考えですか？(下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。)

1. 現行のとおり継続していく。
2. 介護福祉士資格と関連を持たなくて良い
3. その他( )

Q11. 現行では、保育士資格と社会福祉士資格については、関連づけがありません。保育士と社会福祉士との関連づけを図るべきだとお考えですか？(下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。)

1. 今後、社会福祉士資格と関連づけていく。
2. 社会福祉士資格と関連を持たなくて良い
3. その他( )



## VI. 保育士試験による資格取得について

保育士資格取得の方法には、養成校を卒業する方法と、保育士試験に合格する方法の二つがあります。現行の保育士試験によって資格を取得することについて、あなたの考えをお聞かせください。

Q 12. 現行の保育士資格取得試験について、どのようにお考えですか？（下記の中から 1 つだけ選び、○をつけてください。）

1. 現行のとおり、資格取得試験だけで保育士資格を取得することができるようにする。
2. 今後、資格取得試験については、新たに条件をつけて行う。
3. 保育士試験による資格取得は廃止する。
4. その他

↓

SQ 1. 上記で、2. に○をつけ、資格取得試験については、新たに条件をつけて行うと答えた方にお聞きします。見直しの内容について、下記の中からいくつでも○をつけてください。（複数回答可）

1. 実務経験を課す
2. スクーリングを課す
3. 実習を課す
4. その他（                                  ）

Q 13. 保育士養成課程について、望まれる素養・資質も含めて、あなたの自由なご意見をお聞かせください。

資料1：質問紙調査票A・B共通

\*ご協力ありがとうございました。

ヒアリングにご協力いただける方は、下記に、あなたのお名前・施設名・連絡先をお書きください。のちほど抽出して、お願いをする場合にはご連絡の上、ご都合をうかがわせていただきます。

施設名 (お名前 )

住所 電話番号

資料 1 : 質問紙調査票 A

Ⅷ あなたの施設についてお答えください

F1 貴施設の運営主体について、該当する番号を○で囲んでください

1 市区町村などの公営	2 社会福祉法人などの民営
-------------	---------------

F2 貴施設の所在地をご記入ください

1 都道府県名	2 市区町村名
都道府県	

F3 児童定員数について、該当する番号を○で囲んでください

1. 30人未満    2. 31～45人    3. 46～60人    4. 61～90人 5. 91～120人    6. 121～150人    7. 151人以上
---

F4 貴施設が実施している事業等を○で囲んでください (平成18年9月1日現在)

1 一時保育   2 延長保育   3 休日保育   4 地域子育て支援センターの設置   5 障害児保育*   6 病後児保育 7 その他の事業 _____
--

\*障害児を受け入れるための助成を受けているものを指します。

F5 貴施設に勤務する保育士の保育士としての保育経験年数についてお答えください  
 (保育経験年数については、例えば、保育所に8年、児童館に5年勤務した保育士の場合、該当する記入欄は13年⇒「11-20年」欄となります。)

(平成18年9月1日現在)

経験年数	5年未満	5-10年	11-20年	21年以上	合計
常勤	名	名	名	名	名
非常勤 *	名	名	名	名	名

\*「非常勤保育士」とは、契約期間(約1年)を定めて任用され、常勤保育士と同様の勤務をする者を指します。

資料 1 : 質問紙調査票 A

F6 貴施設に勤務する保育士の養成年限等についてお答えください

(平成 18 年 9 月 1 日現在)

養成年限	2 年 (短大・専修 学校など)	3 年 (短大・専修 学校など)	4 年 (大学)	保育士試験	その他 (大学院な ど)	合計
常勤	名	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名	名

\* ご協力ありがとうございました。

ヒアリングにご協力いただける方は、下記に、あなたのお名前・施設名・連絡先をお書きください。のちほど抽出して、お願いをする場合にはご連絡の上、ご都合をうかがわせていただきます。

施設名 (お名前 )

住所 電話番号

資料 1 : 質問紙調査票 B

Ⅶ あなたの施設についてお答えください

F1 貴施設の運営主体について、該当する番号を○で囲んでください

1 市区町村などの公営	2 社会福祉法人などの民営
-------------	---------------

F2 貴施設の施設種別をお答えください

1 乳児院	2 母子生活支援施設	3 児童養護施設	4 知的障害児施設	5 知的障害児通園施設
6 盲ろうあ児施設	7 肢体不自由児施設	8 肢体不自由児通園施設	9 重症心身障害児施設	
10 情緒障害児短期治療施設	11 児童自立支援施設	12 知的障害者施設 (入所)		
13 児童相談所一時保護施設	14 児童館			

F3 貴施設の所在地をご記入ください

1 都道府県名	2 市区町村名
都道府県	

F4 児童定員数\*について、該当する番号を○で囲んでください

1. 20人以下	2. 21～30人	3. 31～45人	4. 46～60人
5. 61～90人	6. 91人以上		

\*母子生活支援施設については、「世帯数」でお答えください。

F5 貴施設に勤務する子どもと直接かかわる常勤職員の保育・養護・療育経験年数についてお答えください (平成18年9月1日現在)

(経験年数は、直接子どもとかわった経験年数といたします。例えば、保育所に8年、児童館に5年勤務した職員の場合、該当する記入欄は13年⇒「11-20年」欄となります。)

経験年数	5年以下	6-10年	11-20年	21年以上	合計
常勤の職員	名	名	名	名	名
うち保育士資格所有者	( 名)	( 名)	( 名)	( 名)	( 名)
非常勤*の職員	名	名	名	名	名
うち保育士資格所有者	( 名)	( 名)	( 名)	( 名)	( 名)

\*「非常勤」の職員とは、契約期間(約1年)を定めて任用され、常勤の職員と同様の勤務をする者を指します。

F6 上記問5の保育士資格所有者についてお答えください (平成18年9月1日現在)

養成年限	2年 (短大・専修 学校など)	3年 (短大・専修 学校など)	4年 (大学)	保育士試験	その他 (大学院な ど)	合計
上記の保育士	名	名	名	名	名	名

保育士養成課程に関する調査:ヒアリング項目

1 教育内容について

子どもの最善の利益を保障するために、子どもの保育に加えて、保護者への支援が保育士の業務として平成15年より法定化されています。こうした要請に応えるために保育士養成課程の充実が求められています。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

1-1 現行の教育課程(カリキュラム)について、どのようにお考えですか。

1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきだとお考えですか。

1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいと思われませんか。

1-4 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすのとどちらがよいとお考えですか。

2 国家試験の導入について

医師・看護師・社会福祉士等の国家資格は、養成校で規定の単位を修得した後、国家試験を受験し、合格により、資格・免許を取得することができます。保育士では、養成校で規定の単位を修得して卒業すれば、保育士資格を取得できます。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて、どのようにお考えですか。

3 保育士資格のあり方について

保育士は、保育所を含む児童福祉施設全般を対象として、子どもの保育と保護者への支援を行う資格です。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別(例えば保育・障害・医療・虐待・家庭支援など)に分けるかについて、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

4 保育士養成年限等について

現行の保育士資格は、2年制による養成を基盤とする単一資格です。保育士養成課程の修業年限について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか。

5 保育士資格と他資格との関連について

保育士には地域の子育て家庭への支援が求められ、認定子ども園も発足しました。こうした動向の中で、保育士と近接他職種の免許・資格との関係について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

5-1 保育士と幼稚園教諭免許との関係についてどのようにお考えですか。

5-2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できますが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか。

5-3 保育士と社会福祉士との関係について、どのようにお考えですか。

6 保育士試験について

保育士資格取得には、養成校を卒業すること、保育士試験に合格することの2通りの方法があります。この保育士試験について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

6-1 保育士試験について、どのようにお考えですか。

7 その他、保育士養成課程について一般的に

7-1 保育士養成課程全般について、ご意見等がありましたら、お聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

「保育サービスの質に関する調査研究：保育所保育指針研究部会」  
ヒアリング項目

1. 保育所保育指針の内容及び示し方に関して

- 1) 保育所保育の独自性について（養護と教育の一体化の捉え方など）
- 2) 子どもの発達過程別の“ねらい”“内容”の示し方について
- 3) 保育士の専門性について
- 4) 保育士の研修について

2. 保育所保育における子育て支援について

- 1) 保育所保育指針における子育て支援に関する示し方について
- 2) 保育所保育士の行う子育て支援の独自性について

3. 他の専門機関との連携に関して

- 1) 幼稚園や小学校との連携について
- 2) 母子保健関係施設との連携について

4. 平成12年度保育所保育指針改訂から、子どもをめぐる子育ての環境がさらに変化している。この変化を受け、保育所保育指針はどうあるべきか、変化を受けどう取り組むことが必要か、今後どのような内容を盛り込むことが求められるか、ご意見をお聞かせください。



## 保育所保育指針に関するアンケート調査

## 調査1：発達過程区分別「ねらい」について

## I. 回答者についてお答え下さい。

- お住まいの地域 1. 北海道・東北 2. 関東 3. 東海・北信越  
4. 近畿 5. 中国・四国 6. 九州・沖縄
- 保育経験 1. 10年以上 2. 15年以上 3. 20年以上  
4. 25年以上 5. 30年以上 6. 35年以上
- 年齢 1. 30歳代 2. 40歳代 3. 50歳代 4. 60歳代
- 勤務されている保育所 1. 公設公営 2. 公設民営 3. 民設民営 4. その他（ ）
- 勤務されている保育所の入所児童の年齢（該当する年齢すべてに○をしてください）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児

## II. このアンケート調査は、保育所保育指針についてのご意見を、日頃より保育所保育指針を活用されている保育現場の皆様からをお聞きし、保育所保育指針の問題点や課題を検討するためのものです。

以下には、保育所保育指針の第3章から第10章の発達過程区分別保育の内容のうち「3 ねらい」を示しています。あなたの勤務する保育所では子どもの実態に即して指導計画を立てられるときに、これらの「ねらい」の内容が必要だと考えられていますか。それぞれの項目について番号に○をしてください。また、それぞれの発達過程区分で現在の項目以外にも必要と思われる内容がありましたら、下欄に具体的にお書きください。

第3章 6か月未満児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常は早く発見し、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。	1	2	3
(3)	一人一人の子どもの状態に応じて、スキンシップを十分にとりながら心身ともに快適な状態をつくり、情緒の安定を図る。	1	2	3
(4)	個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めて、健やかな発育・発達を促す。	1	2	3
(5)	安全で活動しやすい環境の下で、寝返りや腹ばいなど運動的な活動を促す。	1	2	3
(6)	笑ったり、泣いたりする子どもの状態にやさしく応え、発声に回答しながら喃語を育む。	1	2	3
(7)	安心できる人的、物的環境のもとで、聞く、見る、触れるなど感覚の働きが豊かになるようにする。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第4章 6か月から1歳3か月未満児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。	1	2	3
(3)	一人一人の子どもの甘えなどの依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。	1	2	3
(4)	離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。	1	2	3
(5)	姿勢を変えたり、移動したり様々な身体活動を十分に行えるように、安全で活動しやすい環境を整える。	1	2	3
(6)	優しく語りかけたり、発声や喃語に回答したりして、発語の意欲を育てる。	1	2	3
(7)	聞く、見る、触るなどの経験を通して、感覚や手や指の機能を動かそうとする。	1	2	3
(8)	絵本や玩具、身近な生活用具が用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第5章 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、体の状態を観察し、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができるようにする。	1	2	3
(4)	一人一人の子どもの状態に応じて、睡眠など適切な休息をとるようにし、快適に過ごせるようにする。	1	2	3
(5)	安心できる保育士との関係の中で、食事、排泄などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生える。	1	2	3
(6)	安全で活動しやすい環境の中で、自由に体を動かすことを楽しむ。	1	2	3
(7)	安心できる保育士の見守りの中で、身の回りの大人や子どもに関心を持ち関わろうとする。	1	2	3
(8)	身の回りの様々なものを自由にいじって遊び、外界に対する好奇心や関心を持つ。	1	2	3
(9)	保育士の話しかけや、発語が促されたりすることにより、言葉を使うことを楽しむ。	1	2	3
(10)	絵本、玩具などに興味を持って、それらを使った遊びを楽しむ。	1	2	3
(11)	身近な音楽に親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第6章 2歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	楽しんで食事、間食をとることができるようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。	1	2	3
(6)	保育士と一緒に全身や手や指を使う遊びを楽しむ。	1	2	3
(7)	身の回りに様々な人がいることを知り、徐々に友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう。	1	2	3
(8)	身の回りのものや親しみの持てる小動物や植物を見たり、触れたり、保育士から話を聞いたりして興味や関心を広げる。	1	2	3
(9)	保育士を仲立ちとして、生活や遊びの中で言葉のやりとりを楽しむ。	1	2	3
(10)	保育士と一緒に人や動物などの模倣をしたり、経験したことを思い浮かべたりして、ごっこ遊びを楽しむ。	1	2	3
(11)	興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士とともに好きなように表現する。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第7章 3歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	楽しんで食事や間食をとることができるようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	食事、排泄、睡眠、衣服の着脱などの生活に必要な基本的な習慣が身につくようにする。	1	2	3
(6)	外遊びを十分にするなど、遊びの中で体を動かす楽しさを味わう。	1	2	3
(7)	身近な人と関わり、友達と遊ぶことを楽しむ。	1	2	3
(8)	身近な動植物や自然事象に親しみ、自然に触れ十分に遊ぶことを楽しむ。	1	2	3
(9)	身近な社会事象に親しみ、模倣したりして遊ぶことを楽しむ。	1	2	3
(10)	身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく。	1	2	3
(11)	生活に必要な言葉がある程度分かり、したいこと、して欲しいことを言葉で表す。	1	2	3
(12)	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しむ。	1	2	3
(13)	様々なものを見たり触れたりして、面白さ・美しさなどに気づく。	1	2	3
(14)	感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり、体を動かしたりして、自由に表現しようとする。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第8章 4歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	友達と一緒に食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	自分でできることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を次第に身につける。	1	2	3
(6)	身近な遊具や用具を使い、十分に体を動かして遊ぶことを楽しむ。	1	2	3
(7)	保育士や友達の言うことを理解しようとする。	1	2	3
(8)	友達とのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。	1	2	3
(9)	異年齢の子どもに関心を持ち、関わりを広める。	1	2	3
(10)	身近な動植物に親しみ、それらに関心や愛情を持つ。	1	2	3
(11)	身の回りの人々の生活に親しみ、身近な社会の事象に関心を持つ。	1	2	3
(12)	身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの事物や数、量、形などに関心を持つ。	1	2	3
(13)	人の話を聞いたり、自分の経験したことや思っていることを話したりして、言葉で伝える楽しさを味わう。	1	2	3
(14)	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、イメージを広げ、言葉を豊かにする。	1	2	3
(15)	身近な事物などに関心を持ち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づく。	1	2	3
(16)	感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				